第三款　災害時連携計画（第四十七条の二―第四十七条の三）	［新設］
第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の四―第四十七条の九）	第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の二―第四十七条の七）
第三章　電気工作物	第三章　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十―第四十八条の二）	第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の八―第四十八条の二）
第二節・第三節　［略］	第二節・第三節　［略］
第三章の二～第六章　［略］	第三章の二～第六章　［略］
附則	附則
第三款　災害時連携計画	［新設］
（災害時連携計画の届出）	
第四十七条の二　法第三十三条の二第一項前段の規定による災害時連携計画の届出をしようとする者は、様式第三十九の二の災害時連携計画届出書を提出しなければならない。	［新設］
2　法第三十三条の二第一項後段の規定による災害時連携計画の変更の届出をしようとする者は、変更後遅滞なく、様式第三十九の三の災害時連携計画変更届出書を提出しなければならない。	
（災害時連携計画の記載事項）	
第四十七条の三　法第三十三条の二第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	［新設］
一　復旧方法等の共通化に関する事項	
二　災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項	
三　電源車の燃料の確保に関する事項	
四　電気の需給及び電力系統の運用に関する事項	
五　電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	
六　共同訓練に関する事項	
第四十七条の四～第四十七条の十一	**第四十七条の二～第四十七条の九**

備考　表中の［　］は注記である。

様式第三十九の次に次の二様式を加える。

様式第39の2（第47条の2関係）

災害時連携計画届出書

年　月　日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名　　印

電気事業法第33条の2第1項の規定により、次のとおり災害時連携計画を届け出ます。

1　一般送配電事業者相互の連絡に関する事項

○一般送配電事業者相互の連絡に関する事項及び被災事業者の対応方針

備考　1　事業者間の連絡体制について記載すること。
2　被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方、応援事業者の受け入れ体制について記載すること。
3　被害状況の把握といった非常災害発生時対応における体制整備について記載すること。

2　一般送配電事業者による従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項

○一般送配電事業者による従業者に関する事項及び応援体制の方針

備考　1　応援要請が予測される場合の準備体制について記載すること。
2　応援事業者の安全管理及び健康管理について、労働災害防止の観点から記載すること。

○一般送配電事業者による電源車の派遣、運用・管理手法

備考　1　電源車ニーズの収集・派遣を一元的に運用・管理する手法について記載すること。
2　電源車の位置、復旧要員の位置等を把握するためのシステム等について記載すること。